

2021年12月8日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

**株式会社東京機械製作所の昨日付け回答書及びホームページ開示を受けて
追加質問状の送付のお知らせ**

株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）は、当社がアジアインベストメントファンド株式会社（以下当社と併せて「当社ら」といいます。）とともに2021年12月3日付けで送付した質問状（以下「当社ら質問状」といいます。）に対し、当社らに同月7日付けで回答書を送付するとともに、ホームページ上で「アジアインベストメントファンドらから受領した質問状に対する当社の対応方針等について」と題する開示（以下「TKSHP 開示（12/7）」といいます。）を行いました。

これらによれば、東京機械製作所は、

- ① 当社ら質問状に対して回答する意思はないこと、
- ② 当社らが、金融商品取引法 158 条所定の「風説の流布」に抵触する行為を行っていること、
- ③ 当社らが大量保有報告書等の虚偽記載を行っている疑義があること、

を記載しています。

これに対し、当社らは、東京機械製作所に対し、本日、追加質問状を送付し、

- ① 東京機械製作所の現経営陣は、32.72%筆頭株主である当社らとの建設的な対話の在り方についてどのように考えているのか。
- ② 風説の流布にいう風説とは、「合理的な根拠に基づかない虚偽の事実」（東京地判平成8年3月22日判時1566号153頁）をいうが、当社らが質問している事実は、機械的に記録された音声データなどに基づいていることから、これを「風説」ということは、違法（当社らに対する名誉毀損）ともなり得るものである。そこで、TKSHP 開示（12/7）の記載は、筆頭株主である当社らとの対立関係を徒に煽る行為のようにも思われ、このような開示を東京機械製作所の現経営陣が行ったことは、経営を担当する取締役の在り方としてふさわしいとは思えないが、速やかに訂正・謝罪する意思はあるか。
- ③ 当社らは、まさに、2021年12月3日に大量保有報告書等の保有目的及び重要提案行為等に係る記載に変更が生じたため、変更報告書の提出義務が生じたことから、その提出期限（金融商品取引法 27 条の 25 第 1 項）である同月 10 日までに変更報告書を提出するべく準備を進めていた。このことは、同月 7 日付けのメール（当社らの顧問弁護士に同月 10 日までに提出予定の変更報告書の案のリーガル・チェックを依頼するメール）という客観的証拠があるため、容易に立証できる。また、そもそも、本日現在も上記提出期限を経過していないので、当社らに

違法の余地がないことは明らかである。にもかかわらず、東京機械製作所は、TKSHP 開示 (12/7) により、当社らが大量保有報告書等の虚偽記載という違法の疑義ある行為を行ったかのような虚偽の事実を摘示して当社らの名誉を毀損するという明白な違法行為を行った。このような行為は、筆頭株主との対立関係を徒に煽る行為のようにも思われ、このような開示を東京機械製作所の現経営陣が行ったことは、経営を担当する取締役の在り方としてふさわしいとは思えないが、速やかに訂正・謝罪する意思はあるか。

という質問をし、回答期限を 2021 年 12 月 10 日と決めました。

当社らは、この回答を待って、東京機械製作所の筆頭株主として、同社の代表取締役に対し、株券等保有割合を 32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会の招集請求をすることを予定しています（なお、当社らが、臨時株主招集請求権の行使を制約されるのは、株券等保有割合を 32.72%以下にまで減少させるまでの間であり〔東京機械製作所の代理人弁護士が東京高等裁判所に提出した準備書面にその旨が明記されています。〕、その後に臨時株主総会招集請求権を行使することは本誓約書による誓約に何ら抵触しません。）。その具体的な方針については、東京機械製作所の追加質問状に対する回答を待って決定いたします。

なお、当社らは、司法判断及び東京機械製作所の臨時株主総会における MoM 要件による決議によっても、32.72%筆頭株主としての株主権は何ら制限を受けていないと考えております（例外的に、32.72%まで株券等保有割合を低下させるまでは臨時株主総会招集請求権は制限されていると考えておりますので、その行使はいたしません。）。そこで、それ以上の過剰な制限を課して当社らに損害を被らせるようなことがあれば、そのような意思決定に関与した者に対しても、躊躇なく損害賠償請求などの法的措置を講じてまいる所存です。

3. 別紙資料について

別紙：当社らが本日付けで東京機械製作所に送付した「追加質問状」

以 上

2021年12月8日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

追加質問状

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社は、当社らが2021年12月3日付けで送付した質問状（以下「当社ら質問状」といいます。）に対し、同月7日付けで回答書を送付するとともにホームページ上で「アジアインベストメントファンドらから受領した質問状に対する当社の対応方針等について」と題する開示（以下「貴社HP開示（12/7）」といいます。）を行いました。

これらによれば、貴社は、

- ① 当社ら質問状に対して回答する意思はないこと、
- ② 当社らが、金融商品取引法158条所定の「風説の流布」に抵触する行為を行っていること、
- ③ 当社らが大量保有報告書等の虚偽記載を行っている疑義があること、

を記載しています。

そこで、以下の3点について、追加質問をしますので、当社ら質問状とともに、2021年12月10日までに御回答ください。

- ① 当社らは、司法判断及び貴社の臨時株主総会におけるMoM要件による決議によっても、32.72%筆頭株主としての株主権は何ら制限を受けていないと考えております（例外的に、32.72%まで株券等保有割合を低下させるまでは臨時株主総会招集請求権を行使することは制限されていると考えておりますので、その行使はいたしません。）。そして、当社は、32.72%貴社株式を中長期的に保有する方針であります。そこで、貴社の現経営陣は、32.72%筆頭株主である当社らとの建設的な対話の在り方についてどのような方針で臨まれるのか、そのお考えをお示しくください。
- ② 風説の流布という風説とは、「合理的な根拠に基づかない虚偽の事実」（東京地判平成8年3月22日判時1566号153頁）をいいますが、当社らの質問事項は、機械的に記録された音声データなどに基づいていますので、これを「風説」と断言することは、当社らに対する名誉毀損にもなり得るものです。そこで、貴社HP開示（12/7）の記載は、筆頭株主である当社らとの対立関係を徒に煽る行為のよ

うに思われ、これを貴社現経営陣が行ったことは、経営を担当する取締役の在り方としてふさわしいとは思えませんが、速やかに訂正・謝罪する意思はあるでしょうか。

- ③ 当社は、当社ら質問状を送付した 2021 年 12 月 3 日に大量保有報告書等の保有目的及び重要提案行為等の記載に変更が生じたことから、変更報告書の提出義務が生じたため、その提出期限（金融商品取引法 27 条の 25 第 1 項）である同月 10 日までに変更報告書を提出するべく準備を進めていました。このことは、同月 7 日付けのメール（当社らの顧問弁護士に変更報告書の案のリーガル・チェックを依頼するメール）という客観的証拠がありますので容易に立証できます。また、そもそも、本日現在も上記提出期限を経過していませんので、当社らに違法の余地がないことは明らかです。にもかかわらず、貴社は、当社らが大量保有報告書等の虚偽記載という違法の疑義ある行為を行ったかのような虚偽の事実を摘示して、当社らの名誉を毀損する違法行為を行いました。このような行為は、筆頭株主との対立関係を徒に煽る行為であり、これを貴社現経営陣が行ったことは、経営を担当する取締役の在り方としてふさわしいとは思えませんが、速やかに訂正・謝罪する意思はあるでしょうか。

敬 具